

財形住宅貯金 商品概要説明書

(平成 22 年 5 月 10 日現在適用中)

1. 商品名	・財形住宅貯金												
2. 販売対象	・満 55 歳未満の勤労者												
3. 期間 (預入期間)	・5 年以上												
4. 預入方法等 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・次の賃金から年 1 回以上の定期的な天引きによる預入れ 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・1 回当たり 1,000 円以上の金額 ・1,000 円単位 ・預入日の 3 年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。 												
5. 払戻方法 (1) 払出目的 (2) 全額払出 (3) 2 段階払出	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち家としての住宅取得又は増改築（以下「住宅取得等」という。）の費用の充當に限定されます。 その際、契約の証等所定の書類が必要となります。 ・住宅の取得等の日から 1 年以内に、取得費用を限度に 1 回に限り払い出します。 ・住宅取得等の頭金に充当する場合は、所定の期間内に必要書類を提出することを条件とし、残高の 90%又は取得費用のいずれか低い額を限度とし、1 回に限り払い出します。 また、1 回目の払出後、取得費用の残額について、貯金残高を限度に 1 回に限り払い出すことができます。 この場合も、所定の期間内に必要書類を提出することが条件となります。 												
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・満期日に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年毎の複利計算 ・20%（国税 15%、地方税 5%）の分離課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口へお問合せください。 												
7. 手数料	—												
8. 付加できる特約事項	・財形年金貯金と合わせて、550 万円間まで非課税												
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・上記 5 の目的以外で、払い戻した場合は、5 年間遡って、利息に対し、20%課税されます。 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 3 位以下切捨て）により 1 年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">預入期間が 6 か月未満の場合</td> <td style="padding: 2px;">解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合</td> <td style="padding: 2px;">2 年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満の場合</td> <td style="padding: 2px;">2 年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満の場合</td> <td style="padding: 2px;">2 年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満の場合</td> <td style="padding: 2px;">2 年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満の場合</td> <td style="padding: 2px;">2 年以上利率×90%</td> </tr> </table> 	預入期間が 6 か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合	2 年以上利率×40%	預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満の場合	2 年以上利率×50%	預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満の場合	2 年以上利率×60%	預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満の場合	2 年以上利率×70%	預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満の場合	2 年以上利率×90%
預入期間が 6 か月未満の場合	解約日における普通貯金利率												
預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合	2 年以上利率×40%												
預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満の場合	2 年以上利率×50%												
預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満の場合	2 年以上利率×60%												
預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満の場合	2 年以上利率×70%												
預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満の場合	2 年以上利率×90%												
10. 貯金保険制 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。 												
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お一人様一契約となっております ・満期日以後の利息は、解約日または書換継続日における普通貯金利率により計算します。 												